

奈良県高齢者が社会参加し、いきいきと活動することを促進して活力ある長寿社会の実現を図る条例をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第四十号

奈良県高齢者が社会参加し、いきいきと活動することを促進して活力ある長寿社会の実現を図る条例

### 目次

#### 前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 基本的施策（第八条―第十条）

第三章 その他の措置（第十一条・第十二条）

#### 附則

人生百年時代を目の前に迎え、高齢者一人一人が健康長寿を享受し、心豊かで満たされた人生を送ることが出来る社会の実現を図ることは、重要な行政課題である。

この課題を見据えたとき、高齢者が、地域社会において、孤立することなく人となりがり、社会参加し、いきいきと活動することが出来る環境を整備するとともに、高齢者の主体的かつ自発的な参加及び活動を促進することは、一人一人の加齢に伴う心身の活力低下の予防及び介護予防に資することはもとより、生きがいと充実感をもたらし、生活と人生を豊かにし、さらに、高齢者が地域社会の担い手として活躍することにつながり、地域社会の活力の維持及び向上のため、極めて重要である。

高齢者が、地域社会において、孤立することなく人となりがり、社会参加し、いきいきと活動することを促進するためには、就労しやすい環境づくり、ボランティアや非営利活動など地域活動に参加することが出来る環境づくり、生涯学習や社会教育など高齢者が学びやすい環境づくり、高齢者が文化活動やスポーツ活動に親しむことが出来る環境づくり、その他高齢者の社会参加やいきいきと活動することにつながる対策等を、国、市町村、事業者、県民及び関係団体等と連携、協力し、総合的かつ計画的に推進していくことなくはならない。

ここに、県民が健康長寿を享受し、心豊かで満たされた人生を送ることが出来る社会の実現を図り、もって地域社会の活力の維持及び向上、ひいては活力ある長寿社会の実

現を目指し、高齢者が、地域社会で、孤立することなく人とながり、社会参加し、いきいきと活動することができる環境の整備とともに、主体的かつ自発的な参加及び活動の促進等に関し、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、これらに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この条例は、高齢者が、地域社会において、孤立することなく人とながり、社会参加し、心豊かに、活発に活動することの促進に関して、基本理念を定め、県の責務並びに事業者、関係団体等及び県民の役割を明らかにするとともに、その促進に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民が健康で自立して長く生きること享受し、心豊かで満たされた人生を送ることができる社会の実現を図り、もって地域社会の活力の維持及び向上並びに活力ある長寿社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者の社会参加等の環境づくり等 高齢者が、地域社会において、孤立することなく人とながり、社会参加し、心豊かに、活発に活動することができる環境の整備並びに高齢者の主体的かつ自発的な社会参加及び活動を促進する取組をいう。
- 二 関係団体等 福祉、教育、文化、スポーツ及びその他の多様な分野において活動する団体又は個人並びに自治会、老人クラブその他地域において高齢者の社会参加等の環境づくり等に寄与する活動を行う団体又は個人をいう。

### (基本理念)

**第三条** 高齢者が、地域社会において、孤立することなく人とながり、社会参加し、心豊かに、活発に活動することを促進する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 高齢者の社会参加等の環境づくり等は、一人一人の加齢に伴う心身の活力の低下の予防及び介護予防に資することはもとより、生きがいと充実感をもたらし、生活と人生を豊かにし、さらに、高齢者が地域社会の担い手として活躍することにつながり、地域社会の活力の維持及び向上のため、極めて重要であるとの認識の下、推

進すること。

二 高齢者の社会参加等の環境づくり等に関しては、市町村、事業者、関係団体等と連携及び協力して推進することが重要であること。

三 高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進に当たっては、個人の心身等の状況や自主性が十分に尊重されること。

#### （県の責務）

**第四条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進その他必要な施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

#### （事業者の役割）

**第五条** 事業者は、基本理念にのっとり、高齢者一人一人の適性や生活様式等に応じた働き方を実現することができるよう、職場環境の整備及び就労の促進並びにこれらを推進する人材の育成に努めるものとする。

#### （関係団体等の役割）

**第六条** 関係団体等は、基本理念にのっとり、県及び市町村と連携して高齢者の社会参加等の環境づくり等に努めるものとする。

#### （県民の役割）

**第七条** 県民は、基本理念にのっとり、加齢に伴う心身の活力の低下の予防及び介護予防の重要性並びに生涯にわたり、地域社会において、孤立することなく人とながり、社会参加し、心豊かに、活発に活動することの重要性について理解を深め、自らこれらに取り組みよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、高齢者の社会参加等の環境づくり等の重要性について理解を深め、県、市町村及び関係団体等が行う高齢者の社会参加等の環境づくり等に協力するよう努めるものとする。

### 第二章 基本的施策

#### （高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進）

**第八条** 県は、高齢者が、地域社会において、孤立することなく人とながり、主体的かつ自発的に、社会参加し、心豊かに、活発に活動することができるよう、高齢者に対し次の各号に掲げる活動に係る機会の提供その他の高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進に必要な施策を講ずるものとする。

- 一 就労の継続、再就職又は起業等
- 二 ボランティア活動、自治会に係る活動その他の高齢者が地域において行う活動
- 三 生涯学習、社会教育その他の高齢者の学習に係る活動
- 四 文化活動、スポーツ活動その他の高齢者が親しむことのできる活動
- 五 その他高齢者の社会参加等を促す活動

(啓発等)

**第九条** 県は、高齢者が、地域社会において、孤立することなく人とつながり、主体的かつ自発的に、社会参加し、心豊かに、活発に活動することを効果的に促進するため、県民、事業者及び関係団体等に対し、それぞれの役割について、広報及び啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材等の育成)

**第十条** 県は、高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進を図るため、地域における人材及び関係団体等の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 その他の措置

(国、市町村及び関係団体等との連携及び協力等)

**第十一条** 県は、高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進その他必要な施策の推進に当たっては、国、市町村、事業者及び関係団体等と連携し、及び協力するものとする。  
(財政上の措置)

**第十二条** 県は、基本理念に基づき、高齢者の社会参加等の環境づくり等の促進その他必要な施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。